

令和8年度レトロフィットIoT事業に係る企画提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、業務を希望する者からの企画提案を求める。

令和8年4月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 委託業務の内容

別添「令和8年度レトロフィットIoT事業 委託業務仕様書」のとおり。

2 委託業務の契約期間

委託契約期間は契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 委託契約の上限金額

本業務の委託金額の上限は7,685,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 岡山県内に本社または事業所を有する法人、団体、または個人事業主であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）において、同種業務の実績がある者。

5 委託契約に関する事務を担当する課の名称

岡山県産業労働部産業振興課 イノベーション推進班
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話：086-226-7380
メールアドレス：<innovation@pref.okayama.lg.jp>

6 契約条項を示す場所

上記5の場所とする。

7 企画提案参加手続等

(1) 企画提案に係る提出書類の一覧

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・提案書

(2) 提出期限・提出方法等

ア 提出期限

令和8年4月17日（金）午後4時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールによる送付とする。（メールヘッダーにおける県メールサーバの受信時刻を提出の日時とするため、余裕をもって送付すること。）

ウ 提出先メールアドレス

上記5に記載のメールアドレスとする。<innovation@pref.okayama.lg.jp>

(3) 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項

ア 参加表明書の作成様式

様式第1号「参加表明書」のとおりである。

イ 参加表明書の作成に関する留意事項

- ① 提出する様式の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ② 様式に記載している注記に留意すること。

(4) 提案書の作成様式、記載上の留意事項

ア 提案書の作成様式

様式第2号「提案書」の記載項目を参考に、任意様式で作成し、PDFで提出すること。

イ 提案書の作成

提案書の作成においては、以下の点について提案を求める。
詳細は様式第2号を確認すること。

- ① 同種業務の実績
- ② 業務実施体制
- ③ 業務への取組姿勢
- ④ その他（独自性・創意工夫）
- ⑤ 見積

ウ 提案書の作成に関する留意事項

- ① 様式第2号に記載している注記に留意すること。
- ② 別記提案書作成要領に沿って作成すること。
- ③ 文字の大きさなど、A4用紙への印刷を前提に資料を作成すること。

(5) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付・方法

この契約の委託業務仕様書等に関する質問は、委託業務仕様書等に対する質問・回答書（様式第3号）で、令和8年4月10日（金）午後4時までの間、メールにより行うこと。

イ 提出先メールアドレス

上記5に記載のメールアドレスとする。<innovation@pref.okayama.lg.jp>

ウ 回答方法

令和8年4月14日（火）午後5時15分までに、回答を記載した「委託業務仕様書等に対する質問・回答書」を個別に電子メール等で送付するとともに、岡山県

産業振興課のホームページに質問・回答を掲載する。

掲載先ホームページアドレス

<<https://www.pref.okayama.jp/page/1028418.html>>

(6) 参加業者の資格要件の確認

ア 資格要件の確認方法

上記4に示す参加業者の資格要件について、参加表明書の書類により、参加者として資格要件を満たすかどうかを確認する。

イ 資格要件を満たす旨の通知

上記の確認結果により、参加者として資格要件を満たすことを確認した者に対して、提案書の評価を行うことを通知する。

ウ 資格要件未確認の通知

上記の確認結果により、参加者として資格要件を満たすことが確認されなかった者に対して、資格要件を満たさない旨及びその要件（以下「未確認要件」という。）を書面により通知する。また、この者については、提案書の評価を行わない。

8 委託候補者の選定に関する事項

(1) 選定の方法

岡山県レトロフィットIoT事業に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別に定める審査評価基準に基づき提案書の審査を行い、最も評価の高い者を委託候補者として選定する。ただし、提出された見積書の見積金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が上記3に示す委託契約の上限金額を超える場合は、参加資格がない者として扱い、審査の対象としない。

(2) 選定結果の通知

上記アにより選定した委託候補者に対して、委託候補者に選定した旨を書面により通知する。また、非選定者に対して、選定されなかった旨を書面により通知する。

9 その他

(1) 契約の締結

ア 選定された委託候補者と随意契約により本業務の委託契約の締結手続を行う。

なお、契約の締結にあたっては業務委託契約書を作成する。

イ 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

ウ 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。

(2) その他の留意事項

ア 本業務は、財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、契約手続の開始までに国の予算が成立しない等の場合、契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。

イ 提案書の提出者が、委託候補者が選定される日までに上記4に示す参加業者の資格要件を満たさなくなった場合は、その者の参加及び提案は無効（失格）とする。

ウ 提出後における参加表明書及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。

エ 参加表明書、提案書の作成及び提出に要する全ての費用は、参加（希望）業者

の負担とする。

オ 提案書等に記載された個人情報、委託候補者の選定、審査その他の手続を実施する目的以外に、参加者に無断で使用することはない。

カ 提案書に記載した配置予定人員（ファシリテータ（アイデアソン、成果報告会の開催）、技術メンター（補助金事業の実施補助））は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。やむを得ず変更する場合は、前任者と同等の経験を有する者を配置し、理由を記した変更届を提出すること。

キ 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。

- ① 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。
- ② 業務上知り得た情報に対しては、契約期間内及び業務完了後においても機密を保持すること。

ク 本公告において、書面による通知は、電子メールによる通知を含むものとする。